

■旅券(パスポート)有効残存日数・査証(ビザ)について(日本国籍の方)

日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。

①旅券(パスポート):旅行参加には、下記記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。

航空便のルートによっては、乗り継ぎ空港で入国手続きを行う場合があります。旅行先国がシェンゲン協定加盟国で且つ乗り継ぎ地も同条約加盟国である場合、原則として、乗り継ぎ空港で入国手続きを行い、その国の規制が適用されます。旅行先国の残存期間は満たしていても、6か月をきる場合は、旅券の更新をおすすめいたします。※旅行先での旅券などの紛失に備え、パスポート番号、発行年月日を別に控えていただき、パスポート用写真をお持ちになることをおすすめします。

②査証(ビザ):旅行参加には、バンフレット記載の国の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、並びにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

●未成年の方が、単独(親権のない成人が同伴している場合も含む)または親権を有するもの1人のみの同伴で入国する際、入国審査時に両親(親権者)の渡航同意書(英語や現地語)の提示を求める国が増えてきております。該当するお客様は、渡航先の大使館などにご自身で詳細をご確認ください。

●ヨーロッパ内の国境規制"シェンゲン協定"に加盟している国に入国または乗継ぎをする場合のパスポート残存有効期間は旅程中のすべてのシェンゲン協定加盟国の出国時に原則として3か月以上が必要です。

EU加盟国とシェンゲン協定(国境規制の廃止)加盟国(2023年12月現在)

◆EU加盟国(27ヶ国)

アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルグ

◆シェンゲン協定加盟国(26ヶ国)

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ

国名	査証要否	旅券残存有効日数
イタリア	180日間で90日以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時90日以上必要。 出国用航空券が必要。
フランス		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は見開き2ページ以上必要。 出国用航空券要。海外旅行保険、滞在費証明持参が望ましい。
スペイン		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 入国時に往復航空券、滞在費用および滞在目的の証明(日程表、ホテル予約証明書等)が必要。 海外旅行保険への加入が望ましい。
ポルトガル		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄2ページ以上必要。往復の予約済み航空券または予約内容証明要。
オランダ		オランダ出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は2ページ以上必要。出国用航空券、滞在費用証明(英文残高証明書、トラベラーズチェック等)、海外旅行保険(保険金額に規定はないが、治療・救済費用・死亡の補償が各EUR3万以上を推奨)への加入が必要。入国時、提示を求められる場合がある。
ベルギー		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は連続3ページ以上必要。出国用航空券、宿泊証明、滞在費証明要。 海外旅行保険の加入が望ましい。
スイス		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。
ドイツ		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 海外旅行保険への加入が望ましい。
チェコ		チェコ出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は2ページ以上必要。 滞在期間をカバーする海外旅行保険の加入(治療・傷害・死亡・医療搬送各EUR3万以上)が必要。
ハンガリー		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 滞在期間をカバーする海外旅行保険の加入(死亡補償EUR3万以上)が必要。入国時、出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。
ポーランド		ポーランド出国予定日+3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は1ページ以上(汚れないもの)。 十分な滞在費として、滞在3日以内はZL300以上、4日以上は1日につきZL100以上必要。 海外旅行保険加入が望ましい。
フィンランド		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は見開き2ページ以上必要。 出国用航空券が必要。
ノルウェー		シェンゲン協定加盟国出国時90日以上必要。 海外旅行保険の加入が望ましい。
スウェーデン		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 海外旅行保険の加入が望ましい。
デンマーク		帰国時まで有効なもの。 航空会社によりシェンゲン協定加盟国出国時3か月以上の旅券残存を求められる場合あり。そのため、旅券残存はシェンゲン協定加盟国出国時3か月以上あることが望ましい。 出国用航空券要。海外旅行保険の加入が望ましい。
スロベニア		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 入国時、出国用航空券、滞在費用証明(1日あたりEUR70相当)の提示を求められる場合がある。 海外旅行保険の加入が望ましい。
エストニア		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は連続3ページ以上必要。 入国時、海外旅行保険加入証明書が必要。
ラトビア		シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 滞在期間をカバーする海外旅行保険(治療・救済の補償額がEUR30,000以上)への加入が必要。
リトアニア		出国時3か月以上必要。旅券の未使用査証欄は2ページ以上必要。 補償額が1人5,795ユーロ以上の海外旅行保険への加入、証明書携帯が必要。
ギリシャ	入国時3か月+滞在日数(ギリシャ含むシェンゲン協定加盟国)以上必要。 旅券の未使用査証欄が2ページ以上必要。海外旅行保険の加入、滞在費用証明の持参が望ましい。	

※上記データは予告なく変更される場合があります。ご旅行前に最新情報をご確認ください。

国名	査証要否	旅券残存有効日数
バチカン	イタリアの入国条件を満たしていれば査証不要	イタリアの入国条件(旅券残存はシェンゲン協定加盟国出国時90日以上)を満たしていること。
イギリス	6か月未満の滞在は原則査証不要	帰国時まで有効なもの。 出国用予約済航空券、滞在費用証明が必要。
オーストリア	6か月未満の観光は査証不要	オーストリア(シェンゲン協定加盟国) 出国時3か月以上必要。 経由するシェンゲン協定加盟国の規定も確認する。海外旅行保険の加入が望ましい。
マルタ	6か月間で90日以内の観光は査証不要	入国時3か月以上必要。 航空会社によりシェンゲン協定加盟国出国時3か月以上の旅券残存を求められる場合あり。そのため、旅券残存はシェンゲン協定加盟国出国時3か月以上あることが望ましい。 復路航空券が必要。
アイスランド	6か月間で3か月以内の観光は査証不要	シェンゲン協定加盟国出国時3か月以上必要。 旅券の未使用査証欄が2ページ以上要。出国用航空券要。海外旅行保険の加入が望ましい。
アイルランド	滞在期間・目的に関わらず査証不要	アイルランド出国時6か月以上必要。 3か月を超える滞在の場合は現地で外国人登録が必要。出国用航空券、滞在費用の提示を求められる場合あり。
クロアチア	180日間の期間内に合計90日以内の観光は査証不要	クロアチア出国時3か月以上必要。 入国時、出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。
モナコ	90日以内の観光は査証不要	出国時3か月以上必要。
ジョージア	入国日から1年間の滞在は査証不要	入国時6か月以上。ただし、帰国時まで有効なもの。 滞在費用証明、海外旅行保険(滞在期間をカバーするもの)への加入が必要。 入国時、出国用航空券の提示を求められる場合がある。
アラブ首長国連邦	30日以内の滞在は査証不要	入国時6か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は見開き2ページ以上必要。 入国時、出国用航空券の提示を求められる場合あり。
カタール	30日以内の滞在は査証不要	入国時6か月以上必要。 旅券の未使用査証欄は見開き2ページ必要。
トルコ	180日間で90日以内の観光は査証不要	入国時150日以上必要。 旅券の未使用査証欄が入国時1ページ以上必要。海外旅行保険の加入が望ましい。
シンガポール	30日(入国審査官の判断)の観光は査証不要	シンガポール入国時6か月以上必要。 出国用予約済航空券、十分な滞在費、次の訪問国の査証(必要な場合)が必要。滞在日数は入国審査官の判断による。
タイ	空路入国は1回30日以内の観光は査証不要	入国時6か月以上必要。 陸路入国は1回15日以内の観光は査証不要。出国用予約済航空券、1人10,000バーツ、家族は20,000バーツ相当額の現金の所持が必要。
香港	90日以内の観光は査証不要	1か月以内滞在は入国時1か月+滞在日数以上必要。1か月以上滞在は入国時3か月以上必要。 出国のための航空券・乗船券が必要。
台湾	90泊91日以内の滞在は査証不要	帰国時まで有効なもの。 往復または第三国への出国用予約済航空券を所持し、桃園、台北松山、高雄等指定空港・港から入国する。入国時、宿泊先証明、滞在費用証明の提示を求められる場合あり。
韓国	90日以内の観光は査証不要	入国時3か月以上あるのが望ましい。 往復予約済航空券が必要。

※上記データは予告なく変更される場合があります。ご旅行前に最新情報をご確認ください。